

21 直接国税犯則事件

(1) 起訴事件数及び有罪に係る人員、金額

区 分		起 訴 事 件											区 分			
		前年からの 繰 越 未 決	本 年 の 起 訴	計	有 罪 無 罪 公 訴 権 減 未 決						有罪に係る人員及び金額					
											懲 役 刑 を 科 せ ら れ た の 人 員			罰 金		
														人 員	金 額	
申 告 所 得 税	外	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	人	内	人(社) 2	千円	申 告 所 得 税		
		-	2	2	2	-	-	-	2			2	29,000			
法 人 税	外	-	-	-	-	-	-	-	-	人	内	-	千円	法 人 税		
		2	2	4	1	-	-	3	1			1	10,000			
そ の 他	外	-	-	-	-	-	-	-	-	人	内	-	千円	そ の 他		
		1	-	1	1	-	-	-	2			1	3,500			
合 計	外	-	-	-	-	-	-	-	-	人	内	2	千円	合 計		
		3	4	7	4	-	-	3	5			4	42,500			

調査期間：平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間における事績を示した。

- (注) 1 外書は、上級審からの差戻し件数である。
2 内書は、懲役刑に罰金刑が併科されたものである。
3 「その他」は、相続税、源泉所得税、消費税及び贈与税である。

(2) 犯則者違反行為別件数

申告所得税			法人税			その他		
該当条項	件数		該当条項	件数		該当条項	件数	
第 238 条	外	件 -	第 159 条	外	件 -	脱税犯規定	外	件 -
		2			1			1
第 243 条 〔平成 22 年度の 改正前の 244 条を含む。〕	外	-	第 163 条 〔平成 22 年度の 改正前の 164 条を含む。〕	外	1	両罰規定	外	1
		-			-			-
合 計	外	-	合 計	外	1	合 計	外	1
		2			1			1

(注) 1 この表は、「(1) 起訴事件数及び有罪に係る人員、金額」の「有罪件数」のうち脱税犯の件数の内訳を示したものである。

2 外書は、脱税犯規定の適用のほかに、両罰規定も適用された件数である。

3 「その他」は、相続税、源泉所得税、消費税及び贈与税である。

22 間接国税犯則事件

(1) 検挙及び処理状況

区 分			酒 税						揮発油税及び地方揮発油税				石油ガス税			区 分			
			免 許 者		非免許者	小計	犯 則 者 が 判 明 し な い も の	計	ほ脱犯	秩序犯	計	地方 揮発油税分	ほ脱犯	秩序犯	計				
			酒 類 製 造	等 酒 販 者 売 業 者															
要件 処理数	前 年 度 か ら の 繰 越 処 理 未 済	外	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -		件 -	件 -	件 -	前 年 度 か ら の 繰 越 処 理 未 済	要件 処理数		
		検 挙	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -		件 -	件 -	件 -			件 -	検 挙
	外	件 -	件 -	件 4	件 4	件 -	件 4	件 -	件 -	件 -	件 -		件 -	件 -	件 -	件 -	件 -		
処 理 済 件 数	通 告 処 分	外	件 -	件 -	件 -	件 -		件 -	件 -	件 -	件 -		件 -	件 -	件 -	件 -	通 告 処 分	処 理 済 件 数	
		外	件 -	件 -	件 4	件 4		件 -	件 4	件 -	件 -		件 -	件 -	件 -	件 -			件 -
	告 発	収 税 官 吏	外	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -		件 -	件 -	件 -	件 -	件 -		収 税 官 吏 告 発
		そ の 他	外	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -		件 -	件 -	件 -	件 -	件 -		
	通 知 処 分	外	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -		件 -	件 -	件 -	件 -	件 -		通 知 処 分
		外	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -		件 -	件 -	件 -	件 -	件 -		
	不 告 発	外	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -		件 -	件 -	件 -	件 -	件 -		不 告 発
処 分 権 消 滅 公 訴 前 減	外	件 -	件 -	件 -	件 -		件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	処 分 権 消 滅 公 訴 前 減			
	外	件 -	件 -	件 -	件 -		件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -		件 -		
本 年 度 未 済 件 数		外	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -		件 -	件 -	件 -	本 年 度 未 済 件 数			
		外	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -		件 -	件 -	件 -	件 -	件 -		
犯 則 に 係 る 額	税	外	千円 -	千円 -	千円 -	千円 -		千円 -	千円 -	千円 -	千円 -		千円 -	千円 -	千円 -	千円 -	犯 則 に 係 る 額		
		外	千円 -	千円 -	千円 5	千円 5		千円 5	千円 -	千円 -	千円 -	千円 -	千円 -	千円 -	千円 -				
通 告 処 分 罰 科 金 相 当 額	額	外	千円 -	千円 -	千円 -	千円 -		千円 -	千円 -	千円 -	千円 -		千円 -	千円 -	千円 -	通 告 処 分 罰 科 金 相 当 額			
		外	千円 -	千円 -	千円 86	千円 86		千円 86	千円 -	千円 -	千円 -		千円 -	千円 -	千円 -				

調査対象等：平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間における間接国税の犯則事件について示した。

- (注) 1 件数は1事件、1通告又は1通知ごとに1件として掲げた。
2 外書は、共犯による犯則事件及び両罰規定を適用した犯則事件について、主たる者以外の者及び行為者の件数である。

(1) 検挙及び処理状況 (続)

区 分			石 油 石 炭 税			たばこ税及びたばこ特別税				印紙税	航 空 機 燃 料 税	電 源 開 発 促 進 税	合計	区 分		
			ほ脱犯	秩序犯	計	ほ脱犯	秩序犯	計	たばこ 特別税分							
要件 処理数	前 年 度 か ら の 繰 越 処 理 未 済	外	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -		件 -	件 -	件 -	件 -	前 年 度 か ら の 繰 越 処 理 未 済	要件 処 理 数	
		検 挙	外	-	-	-	-	-		-	-	-	-			-
	通 告 処 分	外	-	-	-	-	-	-		-	-	-	-	-	通 告 処 分	処 理 済 件 数
		告 収 税 官 吏	外	-	-	-	-	-		-	-	-	-	-		
発 そ の 他	外	-	-	-	-	-	-	-		-	-	-	-	そ の 他	通 知 処 分	
	通 知 処 分	外	-	-	-	-	-	-		-	-	-	-	-		
不 告 発	外	-	-	-	-	-	-	-		-	-	-	-	-	処 分 権 消 滅 前 減	
	処 公 訴	外	-	-	-	-	-	-		-	-	-	-	-	本 年 度 未 済 件 数	
本 年 度 未 済 件 数	外	-	-	-	-	-	-	-		-	-	-	-	-	犯 則 に 係 る 額	
	犯 税	外	千円 -	千円 -	千円 -	千円 -	千円 -	千円 -		千円 -	千円 -	千円 -	千円 -	千円 5	通 告 金 処 分 額	
罰 科 金 相 当 額	外	-	-	-	-	-	-	-		-	-	-	-	-	通 罰 科 金 相 当 額	
	通 罰 科 金 相 当 額	外	-	-	-	-	-	-		-	-	-	-	86		

調査対象等：平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間における間接国税の犯則事件について示した。

- (注) 1 件数は1事件、1通告又は1通知ごとに1件として掲げた。
2 外書は、共犯による犯則事件及び両罰規定を適用した犯則事件について、主たる者以外の者及び行為者の件数である。

(2) 通告処分及び履行状況

27 通関処分及び履行状況																							
区 分			酒 税				揮 発 油 税			石 油 ガ ス 税			石 油 石 炭 税			た ば こ 税			合 計	区 分			
			免 許 者		非免許者	計	ほ脱犯	秩序犯	計	ほ脱犯	秩序犯	計	ほ脱犯	秩序犯	計	ほ脱犯	秩序犯	計					
			酒類等製造者	酒類販売業者																			
要履行件数	前年度から繰越履行未済	外	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	前年度から繰越履行未済	要履行件数	
		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			-
	通 告 処 分	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	通 告 処 分	
		-	-	4	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4		-
計	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	計	
		-	-	4	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4	-		
履行等件数	通に告よる履行発	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	通に告よる履行発	履行等件数
		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	通公訴権消滅	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	通公訴権消滅
		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
通 告 履 行	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	通 告 履 行	
		-	-	4	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4	-		
計	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	計	
		-	-	4	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4	-		
本年度末履行未済件数	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	本年度末履行未済件数	
		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
通告履行罰科金額 通相 当	外	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	通告履行罰科金額 通相 当	
		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
		-	-	86	86	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	86	-		-

調査期間：平成24年4月1日から平成25年3月31日

(注) 1 外書は、共犯による犯則事件及び両罰規定を適用した犯則事件について、主たる者以外の者及び行為者の件数である。

2 税関分は含まない。

(3) 酒税の違反行為別検挙の状況

酒類の製造・販売の状況																									
区 分	免 許 者												非免許者			計			左 の 計 の う ち 密輸入酒類に係るもの						
	酒類製造者			酒母、もろみ製造者			酒類卸売業者			酒類小売業者															
	件数	犯則数量	税額	件数	犯則数量	税額	件数	犯則数量	税額	件数	犯則数量	税額	件数	犯則数量	税額	件数	犯則数量	税額	件数	犯則数量	税額	件数	犯則数量	税額	
第 54 条	件	ℓ	kg 千円	件	ℓ	kg 千円	件	ℓ	kg 千円	件	ℓ	kg 千円	件	ℓ	kg 千円	件	ℓ	kg 千円	件	ℓ	kg 千円	件	ℓ	千円	
第 55 条	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	311	-	5	3	311	-	5	-	
第56条第1項 第 1 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
第 2 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
第 3 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
第 4 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
第 5 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(外)1	-	-	(外)1	-	-	-	-	-	
第 6 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	13	-	1	13	-	-	-	-	
第 7 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
第 58 条	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
第 58 条 (平成22年度改正前)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
第 59 条 (平成22年度改正前)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
第 60 条 (平成22年度改正前)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
合 計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(外)1	4	324	-	5	4	324	-	5	-
犯則者が判明 しないもの	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

調査期間： 平成24年4月1日から平成25年3月31日

(注) 1 「(1) 検挙及び処理の状況」について、違反行為別検挙の状況を示したものである。

2 外書は、共犯による犯則事件及び両罰規定を適用した犯則事件について、主たる者以外の者及び行為者を示す。

3 (外) 書は、2以上の違反条項に該当する犯則事件について、主たる条項以外の条項に該当する件数を示す。

(4) 酒税以外の間接税の違反行為別検挙の状況

揮 発 油 税		地 方 揮 発 油 税		石 油 ガ ス 税		石 油 石 炭 税		た ば こ 税	
該 当 条 項	件数	該 当 条 項	件数	該 当 条 項	件数	該 当 条 項	件数	該 当 条 項	件数
第27条第1項第1号	件 -	第15条第1項第1号	件 -	第28条第1項第1号	件 -	第24条第1項第1号	件 -	第28条第1項第1号	件 -
〃 第2号	-	〃 第2号	-	〃 第2号	-	〃 第2号	-	〃 第2号	-
第28条第1号	-			第29条第1号	-	第25条第1号	-	第29条第1号	-
〃 第2号	-			〃 第2号	-	〃 第2号	-	〃 第2号	-
〃 第3号	-			〃 第3号	-	〃 第3号	-	〃 第3号	-
〃 第4号	-			〃 第4号	-	〃 第4号	-	〃 第4号	-
〃 第5号	-			〃 第5号	-	〃 第5号	-	〃 第5号	-
〃 第6号	-			〃 第6号	-	〃 第6号	-	〃 第6号	-
〃 第7号	-			〃 第7号	-				
合 計	-	合 計	-	合 計	-	合 計	-	合 計	-

た ば こ 特 別 税		印 紙 税		航 空 機 燃 料 税		電 源 開 発 促 進 税	
該 当 条 項	件数	該 当 条 項	件数	該 当 条 項	件数	該 当 条 項	件数
第21条第1項第1号	件 -	第22条第1項第1号	件 -	第20条第1項第1号	件 -	第13条第1項	件 -
〃 第2号	-	〃 第2号	-	〃 第2号	-	第14条第1号	-
第22条	-	第23条第1号	-	第21条第1号	-	〃 第2号	-
		〃 第2号	-	〃 第2号	-	〃 第3号	-
		〃 第3号	-	〃 第3号	-		
		〃 第4号	-				
		〃 第5号	-				
		第24条第1号	-				
		〃 第2号	-				
		〃 第3号	-				
合 計	-	合 計	-	合 計	-	合 計	-

調査期間： 平成24年4月1日から平成25年3月31日

(注) 「(1) 検挙及び処理の状況」について、違反行為別検挙の状況を示したものである。